

年度初め4月1日以降に実施する技能実習の手続きは確認下さい。
様式も変更されますので、新様式を使用して下さい。

人 材 開 発 支 援 助 成 金 に つ い て

R5.4.1

建設業労働災害防止協会岡山県支部(建災防)
TEL086-225-4132

当協会が実施する技能講習、特別教育等は、人材開発支援助成金〔建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕（以下、「助成金」という。）の対象になっております。

所定の手続きを行うことにより、国から事業主に対して助成金が支給されます。

1. 対象となる技能講習等

(1) 作業主任者技能講習(科目免除のコースも対象となります。)

①足場 ②型枠 ③地山 ④鉄骨 ⑤木造 ⑥コンクリート解体 ⑦石綿(令和3年度より追加)

(2) 高所作業車運転技能講習(科目免除のコースも対象となります。)

(3) 足場の組立て等特別教育

(4) 小型・ローラー特別教育

(5) 車両系建設機械運転業務従事者安全衛生教育

(6) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

(7) 石綿特別教育(令和3年度より追加)

2. 受給できる事業主の要件(要約) 詳細は岡山労働局に問い合わせして下さい。

(1) 資本金3億円以下又は労働者数300人以下の中小建設事業主である

(2) 雇用保険料率1000分の18.5 の適用事業所である。

(3) 支給のための審査に協力すること

(4) 申請期間内に申請を行うこと

(5) 次のいずれにも該当しないこと(支給申請時に該当の有無について、申立書の提出が必要)

① 過去3年以内に助成金の不正受給がある

② 2年度以上前の労働保険料の滞納がある

③ 過去1年間に労働関係法令の違反がある

④ 風俗営業等を行う事業所である

⑤ 暴力団関係事業主(役員含む)の事業所

⑥ 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している

3. 対象となる受講者

(1) 雇用保険の被保険者である

(2) 受講期間中に通常(又は通常以上)の賃金が支払われている

4. 助成額 …… 詳しくは、岡山労働局職業対策課 助成金事務室の担当者へ問合せ下さい。

(1) 経費助成

(2) 賃金助成(ただし、1日3時間以上受講した日に限る)

5. 手続き …… 建災防で行っていた助成金事務手続きの代行は取りやめました。

【受講申込み】 通常の受講申込みの手続きを行って下さい。

助成金利用の有無を建災防に対して申し出る必要はありません。

会員の方は会員受講料、テキスト代をお支払い下さい。

【委託契約書】 支給申請時の添付書類として「委託契約書」がありますが、建災防では「委託契約書」を発行しませんので、「受講申込書」(写)及び「受講券」で代用して下さい。

【計 画 届】 平成30年10月1日以降に開始の技能実習のうち、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者に委託して実施する場合、計画届の提出は不要になりました。

【支給申請書】 講習終了後2ヵ月以内に支給申請の手続きを行って下さい。

用紙は厚生労働省のホームページからダウンロードして下さい。裏面も必要です。

提出書類はチェックリストにより確認して下さい。

【受 講 証 明】 提出書類として「受講者名簿及び内訳書」が必要です。建災防で受講証明を受けて下さい。

1名当たり500円の証明手数料が必要です。(郵送の場合は返信用封筒を同封のこと。)

用紙は厚生労働省のホームページからダウンロードして下さい。裏面も必要です。

★★ (建技様式第3号別紙1) …… 「③-2 受講証明」欄は記入しないでください。★★

6. 助成金に関する窓口 …… 岡山労働局 職業対策課 助成金事務室

〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命ビル6階

TEL 086-801-5118 FAX 086-222-5101